

報告第19号

令和4年度足立区内部統制評価の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第6項の規定に基づき、監査委員の審査に付した内部統制の評価を報告する書類について、監査委員の意見を付して次のとおり提出する。

令和5年9月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

令和4年度
足立区内部統制評価報告書

令和4年度 足立区内部統制評価報告書

足立区長 近藤弥生は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

足立区の内部統制の整備及び運用に責任を有する足立区長 近藤弥生は、「足立区における内部統制基本方針」（令和3年4月）を策定し、当該方針に基づき、内部統制体制の整備及び運用を行っております。

内部統制の目的を阻害する全てのリスクを適時に発見することや、リスクの発現をゼロにすることは必ずしも可能とは言えないものの、区としては内部統制の各基本的要素を業務の中に落とし込み、かつ、一体的に機能するように対策を講じることで、内部統制の本来目的を達成し、区民の皆様から信頼される行政運営をめざしております。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」及び「足立区内部統制の指針 3（5）内部統制の評価」に基づき、「財務に関する事務」「情報管理に関する事務」「生命・安全の確保に関する事務」につき内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

評価の結果、以下5事務（4（1）から（5））で運用上の重大な不備を把握したため、足立区の財務に関する事務等に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

- （1）あだち生活・暮らし臨時給付金（電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援）について、処理工程の十分な検討・確認ができていなかったことにより、二重支給が起きたことは、区の信用を失墜させ、区に損害をもたらす蓋然性が大きくなりました。現在は対象世帯の返還手続きとシステム入力による二重支給防止対策が行われています。
- （2）国民健康保険高額介護合算療養費の支給およびATMやネットバンキングによる振込について、委託事業者への管理監督不足により、誤支給や振込処理不能が起り、広く区民が不利益を被りました。現在は、委託事業者により業務管理者の関与やマニュアル等の整備が的確に行われていることを区として確認しています。
- （3）個人情報を取り扱う業務について、定められた手続きを履行せずに再委託を認めていたことは、個人情報流出する蓋然性が高く、著しく区の信用を失墜させる恐れがありました。現在は、区政情報課・契約課において再委託に関する規定の整備が行われ、定められた手続きどおり履行されています。

- (4) 施設の安全管理について、建築基準法第12条点検の指摘に関して直ちに修繕を行わなかったことは、区としての施設の安全管理に問題があり、広く区民の安全・安心が脅かされました。現在は、施設営繕部の関与や確認リスト等の活用により、状況確認を行っています。
- (5) 外国にルーツを持つ児童・生徒に対する学習支援事業について、契約金額の設定プロセスが不適切なうえに、実績の評価がなく、事務改善が図られないまま事業を継続したことは、契約事務の形骸化につながり、区民が大きな不利益を被る蓋然性がありました。現在は、契約金額の設定プロセス、実績評価のプロセスについて、契約内容の検討が行われています。

なお、上記の不備については、再発防止策が引き続き適切に運用がされていることを確認するとともに、全庁への周知徹底を進めます。

令和5年7月20日

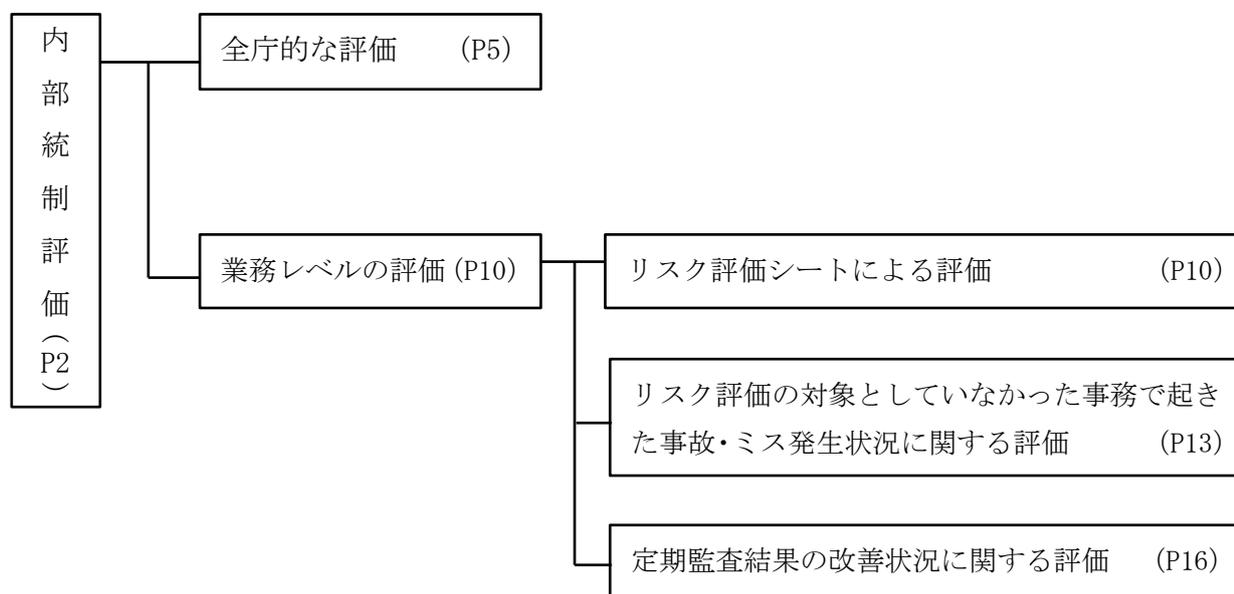
足立区長 近藤 弥生

令和4年度
足立区内部統制評価報告書附属資料

《 目次 》

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 令和4年度 内部統制の確保に向けた取組み | 1 |
| 2 | 評価手続 | 2 |
| 3 | 全庁的な評価 | 5 |
| 4 | 業務レベルの評価 | 10 |
| 5 | 評価結果のまとめ | 21 |

《 令和4年度の内部統制評価 》



1 令和4年度 内部統制の確保に向けた取組み

評価対象期間（令和4年度）に実施した内部統制の確保に向けた主な取組みは以下のとおりです。

(1) 各所属の取組み

ア リスク評価シートによるリスク管理

リスク評価シートを用いて、業務フロー等からリスクを洗い出し、事故・ミス発生時の影響度合い等を勘案し、対策を講じる事務改善の活動を行いました。

イ 契約事務の改善

(ア) 随意契約ガイドラインの作成

令和3年度の監査指摘事項を契機として、地方自治法施行令第167条の2第1項各号についての判断根拠について、随意契約のガイドラインを作成しました。

(イ) 入札制度の改善

令和3年11月に足立区公契約等審議会より、区の工事入札制度の課題と改善の方向性について12項目にわたる答申を受け、「建設工事等発注標準の見直し」「受注制限及び入札参加制限の見直し」「1者申し込みなどの際の入札中止措置の見直し」「債務負担行為等の活用による工事発注の平準化」の4項目について改正を行いました。残りの8項目については、令和5年度に改正予定です。

ウ 個人情報保護事務の改善

(ア) 足立区個人情報保護法施行条例・施行規則の制定

令和5年4月1日に個人情報の保護に関する法律が施行されることを受け、新たに足立区個人情報保護法施行条例・施行規則を制定しました。

(イ) 個人情報保護契約の見直し

令和4年度の監査指摘事項を契機とし、個人情報を含む委託契約の契約約款別紙の見直しを行いました。

(2) ガバナンス担当課（内部統制推進部局）の取組み

ア 注意喚起策の横展開

現場で実務を担当している研修推進員（課庶務担当係長）を通じた注意喚起策を展開し、啓発のために「ガバナンス通信」を年4回発行しました。

イ 実態調査の実施と指導

取扱っている所管が多い事務に関する事故（個人情報を含む事業の再委託に関する書類の不備、申請書類の長期間の放置）について、全庁への実態調査を行い、対応が図られていない所管への指導等を行いました。

ウ マニュアル等の作成支援と対応策等の情報共有

各所管でのリスク評価や事務改善の活動について、マニュアルや業務フロー図等の作成支援を行うとともに、内部統制の有効性確保のため、監査事務局と連携し、定期監査後に指摘事項や対応策等について情報共有及び意見交換を行いました。

2 評価手続

内部統制評価部局であるコンプライアンス推進担当課は、以下に基づき内部統制の整備状況及び運用状況を確認し、評価を行いました。

(1) 評価対象事務

評価対象は、区長及び行政委員会の長が担当する事務のうち、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）及び内部統制基本方針で定めた以下の3つです。

| 対象事務 | 根拠法令 |
|------------------|----------------------|
| 1 財務に関する事務 | 地方自治法第150条第2項第1号（必須） |
| 2 情報管理に関する事務 | 地方自治法第150条第2項第2号 |
| 3 生命・安全の確保に関する事務 | （区長が特に定める事務） |

(2) 評価方法

ガイドライン及び内部統制基本方針に沿って、以下のとおり評価を行いました。

ア 全庁的な内部統制の評価

ガイドライン別紙1「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」の評価項目により定められた6つの基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ICTへの対応）に基づいて、規程等の整備状況及び取組・活動状況に対し、整備上及び運用上の不備（注1、2）がないかどうかの評価を行いました。

（注1） 整備上の不備とは、「内部統制が存在しない、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない、又は、規定されている方針及び手続が適正に適用されていない状態」

（注2） 運用上の不備とは、「整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させた状態」

イ 業務レベルの内部統制の評価

（ア）リスク評価シートによる評価

【所属による自己評価】

足立区リスク評価実施手順（資料2-1）に基づき、各所属が作成したリスク評価シート（資料2-4）に記載されている事務について、9月30日を基準日として中間評価を実施し、3月31日を基準日として最終評価を実施しました。

【評価部局による評価】

各所属の評価について、コンプライアンス推進担当課がマニュアル等のツールの整備状況及び自己点検結果を確認し、自己評価が妥当であるかどうかを判断しました。その結果、整備上及び運用上の不備があった事務について、重大な不備にあたるかどうかの評価を行いました。

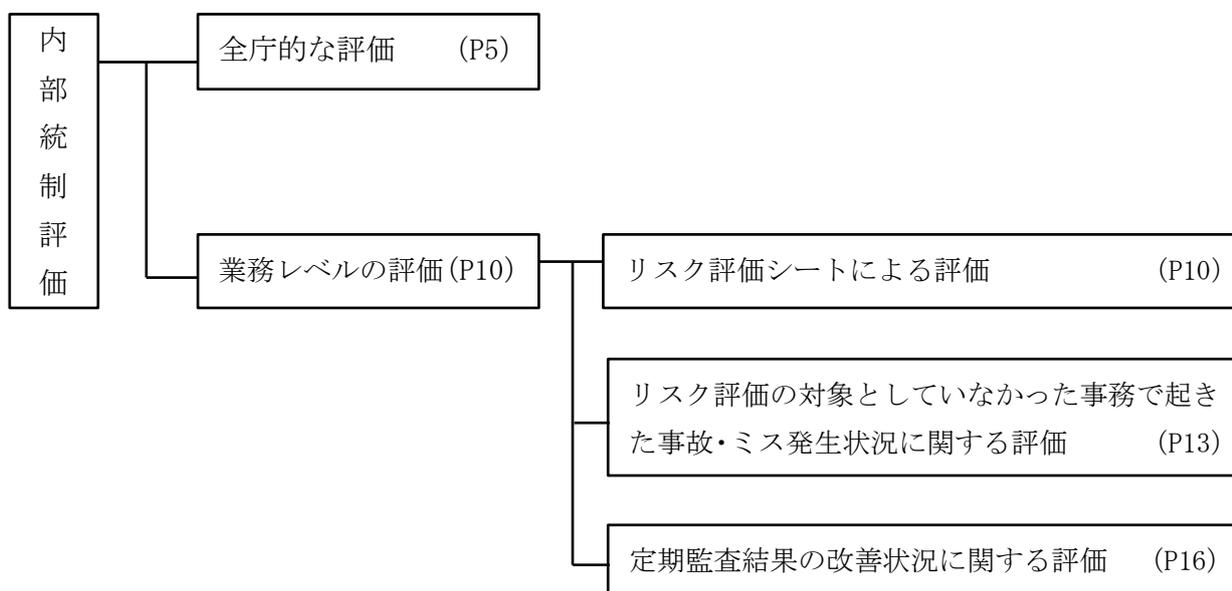
(イ) リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミス発生状況に関する評価

令和4年度に発生した事故・ミスのうち、リスク評価の対象としていなかった事故・ミスについて、ガバナンス担当課で確認した事故概要や対応・改善策を基に、コンプライアンス推進担当課において運用上の重大な不備にあたるかどうかを判断し、評価を行いました。

(ウ) 定期監査結果の改善状況に関する評価

令和4年度定期監査における評価対象事務に対する指摘事項等について、コンプライアンス推進担当課が評価基準日時点での対応状況についてヒアリング等を行い、その結果、整備上及び運用上の重大な不備にあたるかどうかを判断し、評価を行いました。

なお、令和4年度の評価は以下のとおりとなります。



(3) 評価対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 評価基準日

令和5年3月31日

(5) 内部統制の有効性の判断

「評価基準日において整備上の重大な不備が存在する場合」または「評価対象期間において運用上の重大な不備が存在する場合」は、評価対象事務にかかる内部統制は、有効に整備または運用されていないと判断します。

また、いずれにも該当しない場合には、評価対象事務にかかる内部統制は、評価基準日において有効に整備され、かつ、評価対象期間において有効に運用されていると判断します。

(6) 重大な不備の定義

ガイドラインでは、重大な不備を「内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものをいい、内部統制についての説明責任を果たす観点から、内部統制評価報告書に記載すべきもの」と定義しています。

足立区では、以下の定義のいずれかに該当する場合は、重大な不備としています。

《重大な不備》

| | |
|---|-------------------------|
| 1 | 区民の安全・安心が脅かされた場合 |
| 2 | 社会的に広く区民が不利益を被る場合 |
| 3 | 経済的に区民や区としての被害・損害額が多い場合 |
| 4 | 著しく区の信用を失墜させる場合 |

3 全庁的な評価

(1) 評価結果

【整備上・運用上不備なし】

関連規程等の整備状況の評価を行った結果、不足なく整備されており、整備上の不備はないと評価しました。また、取組・活動状況につき評価を行った結果、運用上の不備はないと評価しました。以上のことから、全庁的な内部統制は、評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

(2) 取組状況

下線部は新たな取組等

| 基本的要素 | 評価の基本的な考え方 | 評価項目 | 取組・活動内容 |
|--|--|--|---|
| 統制環境 | 1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。 | 1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。 【関連規程等】 ・ 足立区における内部統制基本方針 ・ 足立区コンプライアンス基本方針 | 「足立区コンプライアンス基本方針」における「コンプライアンス経営宣言」の中で高い倫理観を持ち誠実に事務を執行することを宣言している（令和4年3月策定）。 |
| | | 1-2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、住民等の理解を促進しているか。 【関連規程等】 ・ 足立区における内部統制基本方針 ・ 足立区コンプライアンス基本方針 ・ 足立区職員服務規程 ・ 足立区職員倫理規程 | 「足立区コンプライアンス基本方針」で職員の行動の基準として、4つの方針を定め、職員及び区民等に周知している。 ・ 令和4年4月に庁内庶務担当課長会にて説明 ・ 令和4年4月に通知文書・HPによる周知 |
| | | 1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。 【関連規程等】 ・ 足立区職員倫理規程 ・ 足立区服務監察規程 ・ 足立区職員懲戒分限審査委員会条例 ・ 足立区職員懲戒分限審査委員会条例施行規則 | 「足立区服務監察規程」「足立区職員倫理規程」等に基づき、職員の逸脱行為については「足立区職員懲戒分限審査委員会」（2回開催）等のプロセスを経て是正措置を行っている。 |
| 2 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路および適切な権限と責任を確立しているか。 | 2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。 【関連規程等】 ・ 足立区における内部統制基本方針 ・ 足立区組織規則 ・ 足立区教育委員会事務局組織規則 ・ 足立区選挙管理委員会規程 ・ 足立区監査事務局処務規程 ・ 足立区議会事務局条例 | 2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。 【関連規程等】 ・ 足立区における内部統制基本方針 ・ 足立区組織規則 ・ 足立区教育委員会事務局組織規則 ・ 足立区選挙管理委員会規程 ・ 足立区監査事務局処務規程 ・ 足立区議会事務局条例 | 「足立区における内部統制基本方針」の中で、副区長を委員長とし庁議を構成する部長等委員による「ガバナンス推進委員会」を年2回（6月、3月）開催し、内部統制体制の整備を行っている。 |
| | | 2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。 【関連規程等】 ・ 足立区組織条例 ・ 足立区組織規則 ・ 参事、副参事及び係（担当係長）分掌事務【区長部局】 ・ 足立区事案決定規程 ・ 足立区教育委員会事務局組織規則 ・ 参事、副参事及び係（担当係長）分掌事務【教育委員会事務局】 ・ 足立区教育委員会事務局事案決定規程 ・ 足立区選挙管理委員会規程 ・ 足立区監査事務局処務規程 ・ 足立区議会事務局処務規程 ・ 足立区庁議等の設置及び運営に関する規程 ・ 足立区ガバナンス推進委員会設置要綱 | 内部統制の担当部署としてガバナンス担当部を設置し、また全庁的な推進体制として「ガバナンス推進委員会」を設けている。 「行財政運営方針」を毎年発出し、組織・人事等を見直している。また、年度途中であっても緊急の事務等に対しては、組織設置や人事異動等に対応を図っている。 区長は、「足立区組織条例」「足立区組織規則」により所管事務、組織について定め、その時々の政策課題に応じて見直しを行っている。 |

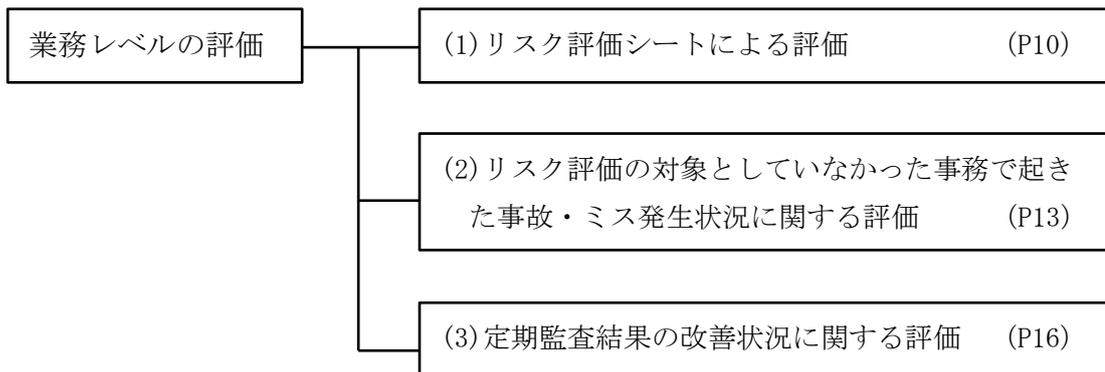
| 基本的要素 | 評価の基本的な考え方 | 評価項目 | 取組・活動内容 |
|-----------|--|---|---|
| 統制環境 | 3 長は、内部統制の目的を達成するにあたり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。 | <p>3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区職員の標準職務遂行能力に関する規程 ・ 任期付職員採用選考実施要領 ・ 足立区職員研修規程 ・ 足立区人材育成基本方針 <p>3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区職員の分限に関する条例 ・ 足立区職員の懲戒に関する条例 ・ 足立区職員人事評価規程 | <p>政策課題に応じて「足立区組織条例」「足立区組織規則」で定めた事務に対応する必要な人材を確保するにあたり、任期付職員についても採用選考を行っている。</p> <p>庁議その他の会議体の中で、事あるごとに業務の手順やルールの整備の重要性に触れ、また、内部統制に関する説明会の実施等を行い、職員に対し啓蒙を行っている。</p> <p>各課の庶務担当係長が担う「研修推進員」を対象に、ガバナンス担当課が「ガバナンス通信」を活用した注意喚起（5・8・1・3月）、動画視聴による研修（12～1月）、調査活動を伴う注意喚起（7・3月）により内部統制に関する研修を実施している。</p> <p>「研修推進員」を通じて、ガバナンス担当課から事故・ミスの事例や改善策を各課に展開している。</p> <p>「足立区人材育成基本方針」を策定し、これに基づき研修を行うことにより、職員の業務執行及び内部統制に必要な能力の向上を図っている。</p> |
| リスクの評価と対応 | 4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。 | <p>4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区職員定数条例 ・ 足立区リスク評価実施手順 <p>4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それによってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区内部統制の指針 ・ 足立区リスク評価実施手順 | <p>「足立区リスク評価実施手順」で示されたプロセスに基づき、各課はリスクの識別、評価、対応策を定め、PDCAを回している。</p> <p>「足立区リスク評価実施手順」を定め、各課（101課）においてリスクを識別・評価し、対応策を策定・実施する取組みプロセスを明示し、全庁的な活動として実施されている（業務レベルの評価参照）。</p> |
| | 5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。 | <p>5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区内部統制の指針 ・ 足立区リスク評価実施手順 <p>5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) リスクが過去に経験したものであつかいか、全庁的なものであるか否かを分類する 2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する 3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う 4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区リスク評価実施手順 | <p>各課において「足立区リスク一覧」からリスクを識別し、3年で一通りのリスクを選別するように定め、網羅的に必要な対策を設定している。</p> <p>リスクを過去の事件・事故等から抽出し、全庁的なものは統一マニュアルを示し、質的、量的な分析を行いデータベース化している。</p> <p>リスク対応策について、事故事例等に応じたデータを収集し、評価を行い、全庁的にマニュアル等で情報共有することで同様の事故を防げるよう、内部統制の整備に努めている。</p> |

| 基本的要素 | 評価の基本的な考え方 | 評価項目 | 取組・活動内容 |
|-----------|--|--|--|
| リスクの評価と対応 | 5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。 | 5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。 【関連規程等】 ・ 足立区リスク評価実施手順 | 各課によるリスク評価の過程において、効果的な対応策検討や実施についてガバナンス担当課による支援が行われている。 リスク対応の実施時、事故が発生した際の対応策について、ガバナンス担当課がヒアリング（通年178回）等により内容を確認し、費用対効果なども勘案し実施可能な対策であるかどうか、適切性について判断している。 |
| | 6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。 | 6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。 【関連規程等】 ・ 足立区服務監察規程 ・ 足立区職員服務規程 ・ 足立区リスク評価実施手順 ・ 足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱 ・ 足立区公益外部通報の手続に関する要綱 | 各課において「足立区リスク評価実施手順」に基づき、リスクの選別にあたり、最もリスク発生が高いと想定されるものから選んでいる。 所管での不正が起こる可能性についても検討し、内部統制のリスク選定時に、業務フローの中で収賄や横領等の不正防止の取組を組み込めるようにしている。 不正の早期発見のために、予防監察や公益通報制度等を整備している。 |
| 統制活動 | 7 組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。 | 7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。 【関連規程等】 ・ 足立区リスク評価実施手順 7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。 【関連規程等】 ・ 足立区リスク評価実施手順 | 「足立区リスク評価実施手順」に基づき、リスクの評価及び対応策について、各部署でリスク管理し半年ごとに評価を行うとともに、事故等が発生する都度見直しが行われ、その進捗について、10月に中間評価、4月に最終評価と定期的な確認及び報告が実施されている。 「足立区リスク評価実施手順」に基づき、ガバナンス担当課が年間を通じて進捗管理を行うとともに、事故等の発生時には改めて所管等にヒアリングを行うなど、適切な管理に努めている。 |
| | 8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。 | 8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 1) 権限と責任の明確化 2) 職務の分離 3) 適時かつ適切な承認 4) 業務の結果の検討 【関連規程等】 ・ 足立区組織規則 ・ 参事、副参事及び係（担当係長）分掌事務【区長部局】 ・ 足立区事案決定規程 ・ 足立区教育委員会事務局組織規則 ・ 参事、副参事及び係（担当係長）分掌事務【教育委員会事務局】 ・ 足立区教育委員会事務局事案決定規程 ・ 足立区選挙管理委員会規程 ・ 足立区監査事務局処務規程 ・ 足立区議会事務局処務規程 8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。 【関連規程等】 ・ 足立区リスク評価実施手順 | 「足立区組織規則」等において、権限と組織について定め、事務分掌等で明確化した上で事務を執行している。 「足立区事案決定規程」等において、決裁処理の責任の明確化及び事務処理の能率化を図っている。 事務事業について、所管による評価を行い、特に重点プロジェクトと位置付けた事業については、庁内評価を経て区民評価を行いPDCAサイクルにより改善を図っている。 リスク対応策の実施結果については、年2回（10月、4月）の報告を各課に求め、ガバナンス担当課で必要に応じた是正措置等を所管と構築している。 |

| 基本的要素 | 評価の基本的な考え方 | 評価項目 | 取組・活動内容 |
|-------|---|--|---|
| 情報と伝達 | 9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。 | <p>9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区文書管理規程 <p>9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ よりよい区民の声対応のための指針 <p>9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区文書管理規程 ・ 足立区個人情報保護条例 ・ 足立区個人情報等管理規則 ・ 足立区特定個人情報保護条例 ・ 足立区情報セキュリティ基本方針に関する規則 ・ 足立区情報セキュリティ対策に関する要綱 ・ 足立区情報資産の分類と管理に関する要綱 ・ 足立区個人情報保護法施行条例 ・ 足立区個人情報保護法施行条例施行規則 ・ 足立区契約約款 | <p>区独自の「30分ルール」で区民に影響があると思われる事案については、各課で選別することなく関係者で共有するとともに、<u>庁議（年間12回）、部長連絡会（年間12回）、庶務担当課長会等の会議で内部統制に関する情報を共有する運用が徹底されている。</u></p> <p>「足立区文書管理規程」に基づき、文書管理システムを運用し情報の共有を図っている。</p> <p>グループウェア（掲示板、情報ボックス）、ロゴチャットを活用し、失敗やヒヤリハット事例を共有している。</p> <p>「区民の声」や「区民提案」については、専用メールフォームやコールセンターのお知らせメール等の手段で、広く外部からの情報を収集し、必要な区政の改善活動に活用している。</p> <p>行政情報については自治体向け会員制サイト、法令の最新情報への更新等を活用している。</p> <p>「<u>足立区文書管理規程</u>」に基づき、<u>決裁処理の過程における審査を徹底し、個人情報等を管理している。また、保管においては、文書管理システム及び文書庫のセキュリティ対策を適切に行っている。</u></p> <p>情報公開や個人情報保護のルールを区として定め、その手順等も順守することや、個人情報の漏洩等に対するセキュリティ対策を講じている。<u>具体的には、職員研修、個人情報保護状況点検委託、特定個人情報保護監査委託を実施している。また、監査指摘事項を契機に個人情報を含む委託契約の契約約款別紙の見直しを行った。</u></p> <p>区のセキュリティポリシーに基づき、情報システムに対するセキュリティ対策を講じ、個人情報等を管理している。</p> |
| | 10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。 | <p>10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区文書管理規程 ・ 足立区事案決定規程 <p>10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱 ・ 足立区公益外部通報の手続に関する要綱 | <p>「区長へのメール」等により区民から寄せられる要望等の担当所管が設置されており、関係所管へ迅速に伝達され必要に応じて対応を行う仕組みが整備されている。</p> <p>「<u>足立区文書管理規程</u>」「<u>足立区事案決定規程</u>」に基づき、所管で作成する情報については、<u>決裁処理の過程において、関係所管に協議・供覧するルールを定めて実施している。</u></p> <p>区では公益通報制度を導入しており、そのルールに則り、情報の適時かつ適切な利用と不利な取扱いを受けない体制を築いている。（通報・相談計12件）</p> |

| 基本的要素 | 評価の基本的な考え方 | 評価項目 | 取組・活動内容 |
|---------|--|---|--|
| モニタリング | 11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリングおよび独立の評価を行っているか。 | <p>11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリングおよび独立の評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区監査基準 ・ 足立区リスク評価実施手順 <p>11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区監査基準 ・ 監査指摘要望事項に対する取扱要綱 ・ 足立区リスク評価実施手順 | <p>日常的モニタリングとして、各課においてリスク管理の順に従い決裁権者による決裁を受けて事務を執行している。</p> <p>内部統制の整備及び運用状況について、各課が実施したリスク評価を基に、毎年コンプライアンス推進担当課が独立の評価を行っている。</p> <p>事故・ミスが発生した事務（140件）についてガバナンス担当課によるモニタリングを実施している。また、監査での指摘事項等が発生した事務においては、全庁的に周知を図り、翌年度のリスク評価の対象事務とすることで、是正措置が確実に実施されているかどうか確認している。</p> |
| ICTへの対応 | 12 組織は、内部統制の目的に係るICT環境への対応を検討するとともに、ICTを利用している場合には、ICTの利用の適切性を検討するとともに、ICTの統制を行っているか。 | <p>12-1 組織は、組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区電子計算組織に関する管理運営規程 ・ 足立区情報セキュリティ基本方針に関する規則 ・ 足立区情報セキュリティ対策に関する要綱 ・ 足立区情報システム委員会要領 ・ 足立区情報システム委員会調査部会運営要綱 <p>12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区電子計算組織に関する管理運営規程 ・ 足立区情報セキュリティ基本方針に関する規則 ・ 足立区情報セキュリティ対策に関する要綱 ・ 足立区情報システム委員会要領 ・ 足立区情報システム委員会調査部会運営要綱 ・ 足立区電子メール利用要領 ・ Eメール（庁外メール）利用ガイド ・ ファイル転送環境利用手順書 ・ 足立区外部記憶媒体管理要領 ・ 外部記憶媒体取り扱いマニュアル <p>12-3 組織は、ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区電子計算組織に関する管理運営規程 ・ 足立区情報セキュリティ基本方針に関する規則 ・ 足立区情報セキュリティ対策に関する要綱 ・ 足立区委託業務管理基準 ・ 委託業務管理要領 ・ 足立区業務システム運用管理基準 ・ IDパスワード管理要領 <p>12-4 組織は、ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。</p> <p>【関連規程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区業務システム運用管理基準 ・ 足立区電子計算組織に関する管理運営規程 ・ 足立区情報セキュリティ基本方針に関する規則 ・ 足立区情報セキュリティ対策に関する要綱 | <p>業務支援委託事業者（コンサル）の専門的な支援を受け、ICT環境の分析、理解に努めている。</p> <p>区長、副区長（CIO、CISO）とのミーティングや経営会議等を通じ、方針を決定している。</p> <p>PMO、情報システム調査部会、情報システム委員会において、方針に基づくシステム導入について、検討している。</p> <p>PMO、情報システム調査部会、情報システム委員会において、外部の専門的なチェックとあわせて慎重に検討した上でシステムを導入している。</p> <p>システムの適切な利用を図るため、マニュアル等を作成し、定期的に全庁に周知している。</p> <p>マニュアルに基づく適切な利用を確認するため、各所属において外部記憶媒体の取り扱い等の自主点検を実施している。</p> <p>区の情報セキュリティポリシーに基づき、各種実施手順を定め、システムの保守、運用管理、アクセス管理等を実施している。</p> <p>複数の業務処理に関わる職員やシステムベンダーとの定期的な会議の開催を通じて課題を検討し、解決に向けた対応を実施している。</p> <p>全庁のシステムに関する契約をシステム課に一元化し、外部事業者とのやり取りの窓口を集約し、契約管理を実施している。</p> <p>システムを利用する所属、ベンダー、システム課担当者での定例会議を通じ、システムの利用、処理方法の確認を実施している。</p> <p>随時、委託事業者のシステムの監視やヘルプデスクの設置を通じて、エラー発生時の体制を構築している。</p> <p>複数個所（庁外遠隔地含む）でのバックアップを確保する体制を構築している。</p> |

4 業務レベルの評価



【評価結果の概略】

| | | | | |
|--|--------|-----|-------|----|
| (1) リスク評価シートによる評価 | 整備上の不備 | 0件 | 重大な不備 | 0件 |
| | 運用上の不備 | 34件 | 重大な不備 | 0件 |
| (2) リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミス発生状況の評価 | 運用上の不備 | 32件 | 重大な不備 | 3件 |
| (3) 定期監査結果の改善状況に関する評価 | 整備上の不備 | 0件 | 重大な不備 | 0件 |
| | 運用上の不備 | 7件 | 重大な不備 | 3件 |

(1) リスク評価シートによる評価

区長部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び区議会事務局の101所属で、リスク評価シートを用いてリスク評価を実施しました。

ア 評価結果

【整備上・運用上の重大な不備なし】

(ア) 整備上の不備

評価基準日までに、整備を終えていることから、整備上の不備はなしと判断しました。

(イ) 運用上の不備

21所属がリスク評価シートに挙げた26の事務から事故・ミスが34件発生しており、これを運用上の不備とし、次の①から③に分類・評価しました。

① 「個人情報の漏えい・紛失」

区民への影響範囲が少なく、広く区民が不利益を被ることはありませんでした。

② 「収入・支出等の誤り」

委託費請求事務処理に遅延はありましたが、結果的に委託工事費は全額支給され、区に大きな損害を与えることはありませんでした。

③ 「生命・安全に関する事故」

幸いなことに健康被害はなく、結果として区民の安全・安心が脅かされることはありませんでした。

以上のことから、重大な不備にはあたらないと判断しました。

《運用上の不備（事故・ミス）34件の具体的状況》

| | 対象事務 | 事故分類 | 事故の内容 | 原因 |
|------------------------|----------------|------------------|--|--------------------------|
| 個人情報 の漏えい・紛失 23件 | 情報管理 | 書類の紛失 (10) | 紛失場所や時期不明 (7) 風に飛ばされ紛失 (2) 持ち出した書類の置き忘れ (1) | 確認漏れ 保管方法の誤り 管理不十分 |
| | | 誤交付 (6) | 別人の書類を誤交付 (6) | 確認不十分 |
| | | メールの誤送信 (3) | BCCの設定もれ (2) アドレス誤り (1) | 手順誤り 確認漏れ |
| | | その他 (4) | 資料の加工誤りによる漏えい (1) 検診等案内通知の送付対応誤りによる漏えい (1) 使用済み封筒の再利用による漏えい (1) 別人のIDを伝えたことによる漏えい (1) | 確認漏れ 作業工程の誤り |
| 収入・支出等 の誤り 4件 | 収入 | 請求もれ (1) | 工事委託費の請求漏れ (1) | 担当者の認識誤り |
| | 支出（契約に基づかないもの） | 算出誤り (1) | プログラム設定の誤りにより過少支給 (1) | 検証作業不十分 |
| | | 支出事務の誤り (1) | 支給済みとして誤って保管したことで未処理となる (1) | 保管方法の誤り |
| 支出（契約に基づくもの） | キャンセル料発生 (1) | バス台数のキャンセル忘れ (1) | 確認漏れ | |
| 生命・安全に関する事故 7件 | 生命・安全の確保 | アレルギー等の食材の提供 (5) | 除去食の提供 (3) 提供不可の食事を提供 (2) | 確認不十分 認識誤り |
| | | 見守りの不注意 (2) | お迎えを待たず、一人で帰らせた (1) 保育中に一人で園外へ出た (1) | 確認漏れ 見守り不足 |

なお、事故・ミスが発生した事務については、再発防止策の実施状況をモニタリングする必要があるため、令和5年度も引き続きリスク対象事務として選択しています。

イ リスク評価の手順

(ア) 各所属によるリスク自己評価

- ① 年度当初にリスク評価を実施する事務を2つ以上選択
- ② 選択した事務に関して対応すべき優先度が高い（対策を取るべき）リスクを「足立区版リスク一覧（資料2-2）」から選択
- ③ 101所属から、350事務1,039リスクを選択し、評価を実施

《評価方法》

| リスク評価シートの分類 | 各所属の自己評価 |
|------------------------------------|----------------|
| ① 各所属が挙げたリスク対応策等が評価対象基準日までに完了しない場合 | 整備上の不備あり |
| ② 各所属がリスクとして想定していた事務で事故・ミスが発生した場合 | 運用上の不備あり |
| ③ ①②にあたらぬ場合 | 整備上・運用上ともに不備なし |

(イ) コンプライアンス推進担当課による評価

- ① 該当事務のリスク評価シートの内容及びマニュアル等の整備状況を分析
- ② 所属またはガバナンス担当課への聞き取り等により、重大な不備とするかを判断
- ③ 各所属の自己評価が整備状況や事故・ミスの発生状況と整合性が取れているかを確認

(2) リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミス発生状況に関する評価

ア 評価結果

【運用上の重大な不備あり】

リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミス32件を運用上の不備とし、重大な不備にあたるかどうかの判断を行いました。その結果、運用上の重大な不備が2事務（3件）、重大な不備以外の事務が29件と判断しました。

なお、これらについては、再発防止策の実施状況をモニタリングする必要があるため、各所属は令和5年度のリスク評価シート作成の際に、新たにリスク評価対象事務として選択しています。

(ア) 運用上の重大な不備にあたる事故・ミス

| 課名 | 生活・暮らし臨時給付金担当課 | 対象事務 | 支出（契約に基づかないもの） |
|------|---|------|----------------|
| 事故概要 | あだち生活・暮らし臨時給付金（電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援）の二重支給 国から早期支給を求められたことや支給の遅れに対応するため、通常と違う処理をした結果、支払データの作成に誤りがあり、327世帯に対し、1世帯あたり、5万円のところ10万円支給し、1,635万円が誤って二重支給された。 | | |
| 原因 | 1 支給要件確認書に不備のあった世帯については、支給までに多くの時間を要し、年内の支給が不可能であったため、協議のうえ、特例の処理を実施した。 2 特例処理対象データと通常処理対象データの重複確認工程を組み込んでいなかったこと、年内の支給に向けて、非常に短い期間で通常処理と異なる処理を行わなければならなかったことから、処理工程に関する十分な検討・確認ができていなかった。 | | |
| 評価理由 | 1 誤って支給した給付金の額が大きく、著しく区の信用を失墜させたこと 2 経済的に区に損害をもたらす蓋然性が極めて大きくなったこと | | |

| 課名 | 国民健康保険課 | 対象事務 | 収入支出（契約に基づかないもの） |
|------|--|------|------------------|
| 事故概要 | 1 国民健康保険高額介護合算療養費の誤支給 医療費助成額の確認作業において、健康保険の医療費助成と介護サービスの利用負担の両方を確認する必要があったが、委託事業者が医療費助成のみを確認し、自己負担額の確認及び助成分の減額処理を行わなかったため、過大支給となった。 2 ATMやネットバンキングによる振込の一時納付不能 発送した納付書約46,000世帯分について、委託事業者が収納管理会社収納代行業者へ情報の送信処理を行わなかったことによりネットバンキング等の支払いがエラーとなった。 | | |

| | |
|------|--|
| 原因 | 2つの事故とも委託事業者の処理に対し、業務の報告のみを受け、事業者のマニュアル等の整備漏れや管理者による処理工程漏れのチェック体制がないなど、進捗管理や実施過程の確認をしていなかった。 |
| 評価理由 | 委託事業への進捗管理や処理工程の確認を怠ったことにより、所管からの統制が効いていないため、広く区民が不利益を被る結果になったこと |

(イ) 運用上の重大な不備以外の事故・ミス

① 「個人情報情報の漏えい・紛失」

区民への影響範囲が少なく、広く区民が不利益を被ることはありませんでした。

② 「収入・支出等の誤り」

区民への影響範囲が少なく、経済的に区民や区に大きな損害を与えることはありませんでした。

③ 「生命・安全に関する事故」

幸いなことに健康被害はなく、結果として区民の安全・安心が脅かされることはありませんでした。

《重大な不備以外の事務（事故・ミス）の具体的状況》

| | 事故分類 | 事故の内容 | 原因 |
|----------------------|---------------|---|---|
| 個人情報情報の漏えい・紛失 10件 | 書類の紛失 (3) | 紛失場所や時期不明 (3) | 確認漏れ |
| | 誤交付 (3) | 別人の書類を誤交付 (3) | 確認不十分 |
| | メールの誤送信 (4) | BCCの設定もれ (3) メールに別人の情報を記載 (1) | 手順誤り 確認漏れ |
| 収入・支出等の誤り 14件 | 事務処理手順の誤り (5) | <ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成受給者リスト等の突合漏れによる過大支給 (1) ・処理済みの申請書を抜き忘れたことによる二重還付 (1) ・契約の事実を失念したことによる履行期限の超過 (1) ・特記仕様書と内訳書の不整合による入札中止 (1) ・レシートと購入希望冊数の突合漏れによる受領金額誤り (1) | <ul style="list-style-type: none"> 確認不十分 認識誤り 確認漏れ |

| | | | |
|-------------------|---------------|--|------------------------------------|
| | 算出の誤り (6) | <ul style="list-style-type: none"> ・システムプログラムのミスによる控除額誤り (2) ・補助金申請時期の遅延等による、未受領 (2) ・保育料の減額処理を二重に行ったことによる過大還付 (1) ・補助金の交付額が上限に達していないものを上限額で支給 (1) | <p>認識誤り 確認不十分 レアケース未対応</p> |
| | その他 (3) | <ul style="list-style-type: none"> ・納付済み者へ納付書を発行したことによる二重納付 (1) ・対象区分を誤りによる委員報酬の過大支給 (1) ・システムの誤入力による過大請求 (1) | <p>確認漏れ 認識誤り 確認不十分</p> |
| 生命・安全に関する事故 5件 | ワクチンの誤接種 (3) | <ul style="list-style-type: none"> 対象年齢の誤り (2) 接種可能期間の誤り (1) | <p>確認不十分</p> |
| | 健診結果伝達漏れ (1) | <ul style="list-style-type: none"> 要経過観察者への伝達漏れ (1) | <p>確認不十分</p> |
| | 対象者への調査遅延 (1) | <ul style="list-style-type: none"> 陽性者あて連絡の遅延 (1) | <p>確認不十分</p> |

(3) 定期監査結果の改善状況に関する評価

ア 監査指摘事項及び評価結果

【運用上の重大な不備あり】

指摘事項及び監査委員意見のうち、内部統制対象の7事務を評価しました。その結果、運用上の重大な不備が3事務、重大な不備なしが4事務ありました。

(ア) 運用上の重大な不備あり

① 「個人情報を取り扱う業務の外部委託」及び「業務再委託における個人情報保護の徹底」について（第一期指摘事項／第一期監査委員意見）

再委託に関する規定は整備されましたが、監査指摘時点で個人情報が流出する蓋然性が高く区民の安全・安心が脅かされ、著しく区の信用を失墜させる恐れがあったため、運用上の重大な不備ありと判断しました。

| | |
|--------|--|
| 指摘事項 | <p>個人情報を取り扱う業務の外部委託の再委託を認めるにあたっては、「仕様書」及び「個人情報を取り扱う業務委託契約仕様書別紙」に基づいて承諾すべきところ、定められた手続を履行せずに再委託を認めていた。</p> <p>具体的には、再委託先の業務遂行能力や管理方法等を確認することなく、業務委託先の届出書により再委託を認めていること、書面による承諾が行われていないことが認められた。</p> |
| 監査委員意見 | <p>区が個人情報に係る業務について、業務委託先に再委託を承諾する場合には、①再委託先の個人情報の管理状況や個人情報保護に係る社内体制の信頼性を把握したうえで、再委託先の承諾を行う仕組みを明確化するとともに、②個人情報保護の徹底について、直接の契約相手方でない再委託業者に対し、委託業者を通じて確実に統制を効かせることができる措置を講じることが重要である。</p> <p>現行の「個人情報を取り扱う業務委託契約仕様書別紙」の条項は、このような観点から見直す必要があると思われるので、検討されたい。</p> |
| 対応状況 | <p>【評価基準日の状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「委託契約約款第22条に係る個人情報保護の別紙（契約書約款別紙）を改定し、全庁に周知している。 2 「再委託承認申請書（新規・変更）」、「再委託承諾通知書」、「再委託不承諾通知書」の周知がされ、統一様式として使用されている。 3 委託事業者の業務遂行能力の「確認ツール」として、チェックリストを作成した。 |

② 施設の安全管理について（第三期指摘事項）

建築基準法第12条点検での指摘に関して直ちに修繕を行わなかったことは、区として、常時介護が必要な区民が居住する施設の安全管理に問題があり、区民の安全・安心が脅かされたことから、運用上の重大な不備と判断しました。

| | |
|------|---|
| 指摘事項 | <p>高齢福祉課は、特別養護老人ホーム中央本町杉の子園における建築基準法第12条に基づく定期点検を令和2年8月21日に実施した。非常用照明装置22か所について、不点灯であり器具または蓄電池の交換が必要であると指摘されたが、その工事は翌年の令和3年7月に行われていた。</p> <p>点検時に担当課が不良箇所の存在を認識しつつ、非常用照明装置の修繕を速やかに行わなかったことは、常時介護が必要な入所者が生活している施設を所有する区として安全管理に問題があると言わざるを得ない。</p> |
| 対応状況 | <p>【評価基準日の状況】</p> <p>区では、建築基準法第12条点検に関しての指摘に対しては、直ちに施設営繕部に状況を報告・相談し是正していくこととした。</p> <p>また所管では、12条点検に関する業務フロー、12条点検報告提出確認リスト等の活用により、状況確認を行っていることを確認した。</p> |

③ 外国にルーツを持つ児童・生徒等に対する学習支援事業について（第三期監査委員意見）

契約金額の設定プロセスが不適切なうえに、実績に対する適正な評価がなく、今後の事務改善が図られないまま事業を継続したことは、契約事務の形骸化につながり、「区民が大きな不利益を被る」蓋然性があること、また監査意見に対する対応も引き続き検討する必要があることから、運用上の重大な不備ありと判断しました。

| | |
|--------|--|
| 監査委員意見 | <p>本事業の実施結果を見ると、令和2年度は、定員50名のところ、定員充足率は44%、登録者1名当たりの平均費用は51万円となっている。令和3年度は、事業者をプロポーザル方式で選定し、契約金額が約2倍に上昇する一方、定員充足率は52%、登録者1名当たりの平均費用は81万円となっている。その結果、登録者1名を増やすためのコストは248万円となり、事業効率が著しく低下していることから、契約状況や事業実施状況について監査したところ、以下のような問題が認められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約金額の設定プロセスが不適切である 2 実績評価プロセス及び内容に妥当性を欠く点がある 3 実績報告書は内容が希薄であり、事業改善に資するものとなっていない <p>本事業には、予定価格の設定、事業評価及び実績報告書等事業管理に不適切な点が散見され、経済性、効率性、有効性、及び合規性の観点から改善すべき点が認められる。</p> <p>プロポーザル方式による事業者選定の利点を活かしてPDCAサイクルを適切に機能させ、事業成果が向上するよう、本事業の改善を求めたい。</p> |
|--------|--|

| | |
|------|--|
| 対応状況 | <p>【評価基準日の状況】</p> <p>1 契約金額の設定プロセスについて</p> <p>令和5年度契約に際して、事業や人件費ごとの精緻な内訳や積算根拠を示した見積書が、受託法人より示されていた。</p> <p>見積書の内容に関し、他の事業や類似職種の会計年度任用職員の単価等を参考に、契約金額が妥当とする判断根拠が示されていた。</p> <p>なお、令和5年度に実施されるプロポーザルに際しては、3者見積に基づいた予定金額の設定を行う予定とのことであった。</p> <p>2 実績評価プロセス及び内容について</p> <p>新たな総合評価表（案）を作成しているものの、次回評価委員会による評価は、令和6年度となることから、まずは令和5年度中に行われる選定委員会の評価内容も踏まえ、引き続き検討を進めるとのことである。</p> <p>3 実績報告書について</p> <p>学習者個々の目標に対する達成状況が毎月記録・確認できる様式を策定し、学習成果や他機関との連携状況等を把握することで、児童・生徒の継続的な評価や指導が行える仕組みが確認できた。</p> <p>令和5年度について、この様式を用いて学習者個々の課題を事業者と共有し、分析結果や課題に基づく次年度以降の事業改善方策等の報告書へ反映していくとのことであった。</p> |
|------|--|

(イ) 重大な不備なし

① 契約事務の適正な執行について（第二期指摘事項／第三期指摘事項）

運用上の不備がありましたが、チェック機能が働かないことによる事務処理上の軽微な瑕疵であり、経済的な損害が多大とならないことから、重大な不備には当たらないと判断しました。

| | |
|------|--|
| 指摘事項 | <p>学校ICT機器（児童・生徒用タブレット等）修繕契約について、契約請求決定日、契約決定日、契約締結先、契約期間、業務完了報告日・收受日、検査日及び修繕対象機器メーカーがすべて同一である50万円未満の案件が4件あった。4件の予定価格を合計すると148万6,980円であるため、契約課を通して1件の契約とすべきであるにもかかわらず、分割して主管課契約を行っていた。</p> |
| 指摘事項 | <p>住区推進課の契約事務について、予定価格合計399万8,500円の7件の工事契約（住区センター7か所の洋便器化工事）があったが、工事内容、契約請求決定日、履行期限が同一であることから1件の契約課契約とすべきであるにもかかわらず、分割して主管課契約を行っていたことを把握した。</p> |

| | |
|------|---|
| 対応状況 | <p>【評価基準日の状況】</p> <p>1 学校 ICT 推進担当課では、「ICT 機器修繕支出処理日一覧」の作成、12月に児童・生徒向けの注意喚起を実施したことを確認した。また、令和5年度契約から単価契約となることを確認した。</p> <p>2 住区推進課では、「令和5年度工事計画」を作成し、部庶務担当課のチェック体制を整えた。また、年間の工事契約の「工事契約管理表」を作成し、決裁回付時にその管理表を添付することで、決裁権者や決定関係者のチェックを徹底するようにしていることを確認した。</p> |
|------|---|

② 私立保育園に対する新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付について（第二期指摘事項）

補助金の交付に際し交付決定額に誤りが生じ、過払いの補助金が交付された運用上の不備がありましたが、すでに決定額の誤りは修正され、経済的な影響も少額であったため、重大な不備には当たらないと判断しました。

| | |
|------|--|
| 指摘事項 | <p>子ども政策課では、私立幼稚園において設置者が感染拡大防止のために購入した保健衛生用品等の経費を補助する事業を実施した。補助金の交付にあたっては、都要綱及び区要綱に掲げる交付申請書及び経費を支払ったことを証する書類等を審査し、交付決定を行うこととされていた。</p> <p>都要綱 FAQ では、「インターネット購入等によりポイントを取得している場合には、その取得ポイント分を対象経費から差し引く」とされているが、その是正処理がなされていないことから、交付決定額に誤りが生じ、補助金の過払いが生じていることが認められた。</p> |
| 対応状況 | <p>【評価基準日の状況】</p> <p>1 当該補助金については、交付決定額変更を行い、返還処理をした。また、東京都にも実績報告の変更を行った。</p> <p>2 12月に各施設に通知を周知し、部内関係所管でも情報共有を図った。</p> <p>3 申請様式（計画書）を変更し、取得ポイントを記入する欄を追加した。</p> |

③ 行政財産目的外使用許可使用料の徴収について（第三期指摘事項）

行政財産の使用承認開始日までに使用料を徴収しない運用上の不備はありましたが、事務手続き上の瑕疵であり、経済的な区民等への影響も少ないことから、重大な不備には当たらないと判断しました。

| | |
|------|--|
| 指摘事項 | <p>足立区行政財産使用料条例第6条において、使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収すること、また、同条ただし書きでは、区長等が特別の理由があると認めるときは納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができると規定している。</p> <p>福祉管理課の使用料徴収に係る事務について、施設上空を通過する特別架空送電線の行政財産目的外使用許可使用料について、分割による徴収計画に基づき令和4年度分の使用料を使用開始する日までに徴収すべきところ、特別な理由なく使用開始後の令和4年9月に調定を行い、徴収していた。使用料を徴収する前に使用させていたのは、本条例に反するものである。</p> |
|------|--|

| | |
|----------|--|
| 対応 状況 | <p>【評価基準日の状況】</p> <p>1 行政財産の使用承認期間の一覧表を含む「手続マニュアル」を作成したことを確認した。</p> <p>2 令和5年度リスク評価シートの対象として事務引継ぎと完了チェック済みとなったことを確認した。</p> |
|----------|--|

④ プロポーザル方式における事業者選定について（第二期監査委員意見）

判断基準がなく、公平な競争入札が行われなかったことは運用上の不備にあたりますが、著しく区の信用を失墜させてはいないため重大な不備には当たらないと判断しました。

| | |
|----------|---|
| 指摘 事項 | <p>学校用務に関する業務委託において、平成21年度からプロポーザル方式による業者選定が行われているが、内容は学校施設管理とその周辺業務であり、本来プロポーザル方式が対象とすべき高度な創造性や技術力、専門性を要する業務とは思われない。また、提案及び業務実績の蓄積により、仕様は充分詳細が固められていると考えられることから、学校用務のような長期にわたりプロポーザル方式が実施されている事業は、参加資格要件を定めた上で競争入札による事業者選定が可能であると考えられる。</p> <p>競争入札がなぜ実施できないのか、真にプロポーザル方式による事業者調達が必要かについて、改めて法令等の趣旨に照らして適切かつ慎重な判断を行うことを求めたい。</p> |
| 対応 状況 | <p>【評価基準日における状況】</p> <p>1 全庁的な対応として契約課から「プロポーザル方式採用に係る十分な適用検討と運用変更について（通知）」を発出した。</p> <p>2 上記文書において、①プロポーザル方式採用に係る意向調査の実施 ②総務部長への協議時期の変更 ③プロポーザル方式採用の事由整理判断の統一化に関する運用を示しており、是正に関する適切な対応策が実施されていることが確認できた。</p> |

イ 今後の方針

監査指摘事項については、措置事項の実施状況をモニタリングする必要があるため、指摘のあった各所属では令和5年度のリスク管理でリスクとして必ず選択し、対策等を講じることとしています。

5 評価結果のまとめ

「3 全庁的な評価」及び「4 業務レベルの評価」に係る評価は以下のとおりです。

(1) 全庁的な評価

整備上及び運用上の不備はありませんでした。

(2) 業務レベルの評価

整備上の重大な不備はありませんでした。

運用上の不備については、以下の5つの事務に重大な不備があると判断しました。

ア あだち生活・暮らし臨時給付金（電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援）の支給処理工程の十分な検討・確認ができていなかったことにより、二重支給が起きたことは、区の信用を失墜させ、区に損害をもたらす蓋然性が大きいことから「運用上の重大な不備」と判断しました。

その後、対象世帯の返還手続きとシステム入力による二重支給防止対策が行われています。

イ 国民健康保険高額介護合算療養費の支給およびATMやネットバンキングによる振込

委託事業者への管理監督不足により、誤支給や振込処理不能が起こり、広く区民が不利益を被ったことから「運用上の重大な不備」と判断しました。

その後、委託事業者により業務管理者の関与やマニュアル等の整備が的確に行われていることを区として確認しています。

ウ 個人情報を取り扱う業務の再委託

業務の再委託にあたり、定められた手続きを履行せずに認めていたことは、個人情報流出する蓋然性が高く、著しく区の信用を失墜させる恐れがあったことから「運用上の重大な不備」と判断しました。

その後、区政情報課・契約課により、再委託に関する規定の整備が行われ、定められた手続きどおりに履行されています。

エ 施設の安全管理

建築基準法第12条点検の指摘に関して直ちに修繕を行わなかったことは、区としての施設の安全管理に問題があり、広く区民の安全・安心が脅かされたことから「運用上の重大な不備」と判断しました。

その後、施設営繕部の関与や確認リスト等の活用により、状況確認を行っています。

オ 外国にルーツを持つ児童・生徒に対する学習支援事業

契約金額の設定プロセスが不適切なうえに、実績の評価がなく、事務改善が図られないまま事業を継続したことは、契約事務の形骸化につながり、区民が大きな不利益を被る蓋然性があったことから「運用上の重大な不備」と判断しました。

その後、契約金額の設定プロセス、実績評価のプロセスについて、契約内容の検討が行われています。

よって、上記アからオの事務の不備に係る内部統制は有効に運用されていないと評価します。

なお、当該不備を除く内部統制については、評価対象期間において有効に運用されていると評価しました。

参考資料（添付省略）

- 資料 1 足立区における内部統制基本方針
- 資料 2 - 1 足立区リスク評価実施手順
- 資料 2 - 2 足立区版リスク一覧（別紙 1）
- 資料 2 - 3 財務に関する事務の事務フロー図（別紙 2）
- 資料 2 - 4 リスク評価シート（別紙 3）



5足監発第830号
令和5年8月25日

足立区長 近藤 やよい 様

| | | |
|---------|------|----|
| 足立区監査委員 | 綿谷 | 久司 |
| 同 | 野作 | 雅章 |
| 同 | 長沢 | 興祐 |
| 同 | いいくら | 昭二 |

令和4年度 足立区内部統制評価報告書審査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき、
令和4年度足立区内部統制評価報告書を審査した結果、別紙のとおり意見を付
して提出します。

令和4年度足立区内部統制評価報告書審査意見

1 審査の対象等

(1) 審査の対象

令和4年度足立区内部統制評価報告書及び附属資料

(2) 審査対象とした評価範囲

財務に関する事務

情報管理に関する事務

生命・安全の確保に関する事務

2 審査の期間

令和5年7月25日（火）から8月25日（金）まで

3 審査の基本方針

令和5年度監査基本計画に基づき、区長から審査に付された令和4年度足立区内部統制評価報告書について、区長による評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか、及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、という観点から検討を行った。

4 審査の実施方法

内部統制評価報告書について、足立区監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に基づき審査を行った。具体的には、リスク評価シート等の関係書類の確認や、必要に応じて関係所属等に説明を求めるとともに、定期監査等において得られた知見を利用した。

5 審査の結果

令和4年度足立区内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

6 監査委員意見

(1) 委託業務の適正確保について

令和4年度の内部統制評価報告書では、委託事業者における不適正な業務実施に起因する「国民健康保険高額介護合算療養費の誤支給」、及び「ATMやネットバンキングによる振込の一時納付不能」の2事務が、運用上の重大な不備ありと評価されている。

一方、運用上の重大な不備ではないものの、事故・ミスが発生状況においては、リスク評価の対象としている事務で34件、リスク評価の対象としていなかった事務で29件の運用上の不備が発生している。これらについては、区の業務を受託した事業者等の業務上で発生したのもも少なくない。

業務を委託するにあたっては、事業に係る業務目的、実施方針の理解と、業務手続（手順書）の確実な履行を求めることが重要であり、業務の実施状況の实地確認、及び業務実施状況報告、個人情報保護確保策実施状況報告等の提出など、必要に応じ業務履行状況のモニタリング（確認）の具体的な方法を定め、これを確実に実施する必要がある。

内部統制評価報告書では、運用上の重大な不備ありと評価された上記2事務の事故・ミスの原因は、委託事業に係る進捗管理や処理工程の確認を怠ったこととしている。実際に、最近の定期監査においても、多くの所管において、業務委託契約に関し、仕様書において提出を求めている業務計画書、業務実績報告書等や情報セキュリティ対策実施検査報告書、個人情報取り扱い誓約書などが提出されていない事例が散見されている。

区が委託している業務は、本来、区が責任をもって執行すべきものであることから、適切かつ効果的に統制を効かせ、業務の適正を確保することは、区の内部統制の問題でもある。

職員の意識の醸成と、業務のモニタリングの確実な実施を求めたい。

令和4年度足立区内部統制評価報告書審査意見（附属資料）

審査結果の詳細

1 内部統制の評価手続きの検討

(1) 全庁的な内部統制の評価手続きの検討

| | |
|--------------|--|
| 区長による評価手続き | <ol style="list-style-type: none">1 評価対象事務は、足立区内部統制基本方針で定めた、財務に関する事務、情報管理に関する事務、生命・安全の確保に関する事務2 令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）（以下「総務省ガイドライン」という）により定められた6つの基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ICTへの対応）に基づいて、規程等の整備状況及び取組・活動状況に対して、整備上及び運用上の不備がないかを判断し、内部統制が有効に整備・運用されているかを評価 |
| 審査の方法及び審査の結果 | <ol style="list-style-type: none">1 審査の方法 全庁的な内部統制について、規程の整備状況及び評価項目に係る取組・活動状況、庁内への周知状況を、どのように確認・評価しているかについて、以下の資料及びヒアリングで審査<ul style="list-style-type: none">・ 足立区内部統制基本方針・ 足立区リスク評価実施手順・ 庁内通知文書・ 内部統制評価報告書附属資料2 審査の結果 評価期間中の各規程の整備・改訂状況、職員に対する具体的な周知方法等の取組みの確認状況について審査した結果、評価手続きは適切に実施されていると判断 |

(2) 業務レベルの内部統制の評価手続きの検討

ア リスク評価シートによる評価手続き

| | |
|--------------|---|
| 区長による評価手続き | <ol style="list-style-type: none">1 足立区リスク評価実施手順に基づき、各所属がリスク評価シートを作成し、自己評価2 リスク評価シートに記載された事務について、内部統制評価部局がマニュアル等のツールの整備状況及び各所属の自己点検結果を確認し、自己評価が妥当かどうか評価3 整備上及び運用上の不備があった事務については重大な不備に当たるかどうかについて判断し、内部統制が有効に整備・運用されているかを評価 |
| 審査の方法及び審査の結果 | <ol style="list-style-type: none">1 審査の方法<p>リスク評価シート作成対象事務に関し、各所属によるリスクの識別・評価・対応策の整備状況と、それらを踏まえた自己評価がどのように行われているか、内部統制評価部局による独立的評価がどのように行われているか等の観点から、以下の資料やヒアリングによって、整備上・運用上の不備や事故の発生状況を確認、審査</p><ul style="list-style-type: none">・ 足立区リスク評価実施手順・ 足立区版リスク一覧・ 財務に関する事務の事務フロー図・ 全所属が作成したリスク評価シート・ リスク評価実施に関する庁内通知文書2 審査の結果<p>以下により、評価手続きは適切に実施されていると判断</p><ol style="list-style-type: none">(1) 各所属がリスク評価シートを作成し、リスクの識別・評価を行い、対応策を整備した上で自己評価を行っていることを確認(2) 内部統制評価部局が、事故・ミス発生状況や継続的モニタリングの必要性を考慮した上で、各所属の自己評価に対する独立的評価を実施していることを確認 |

イ リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミス発生状況に関する評価手続き

| | |
|----------------|---|
| 区長による 評価手続き | <p>1 リスク評価の対象としていなかった事務で令和4年度に発生した事故・ミスについて、事故の概要、発生原因を確認し、対応・改善策を検討した上で、運用上の重大な不備に当たるかどうかを判断し、内部統制が有効に整備・運用されているかを評価</p> |
| 審査の方法及び審査の結果 | <p>1 審査の方法 事故・ミスの事実確認や発生原因の分析、再発防止策の検討が、どのように実施されているか、運用上の重大な不備に当たるかどうかについて適切に評価しているか等の観点から、「令和4年度事故・ミス一覧（庁議報告資料まとめ）」やヒアリングにより審査</p> <p>2 審査の結果 事故・ミスの内容や発生原因等の確認は、あらかじめ定められた評価手続きに従って適切に行われていることから、評価手続きは適切と判断</p> |

ウ 定期監査結果及びその改善状況に関する評価手続き

| | |
|----------------|--|
| 区長による 評価手続き | <p>1 令和4年度定期監査における指摘事項等を対象として、指摘事項等の内容、発生原因、措置事項、評価基準日時点での対応状況等について、担当部課に対しヒアリングを実施した上で、整備上及び運用上の重大な不備に当たるかどうかを判断し、内部統制が有効に整備・運用されているかを評価</p> |
| 審査の方法及び審査の結果 | <p>1 審査の方法 定期監査における指摘事項等について、発生原因、その影響度、再発防止に向けた措置事項、評価基準日における状況等の確認、モニタリングをどのように行っているかについて、「監査指摘事項に対する確認票」の確認や内部統制評価部局へのヒアリングを通じて審査</p> <p>2 審査の結果 定期監査における指摘事項等について、発生原因やその影響度等の確認は、あらかじめ定められた評価手続きに従って適切に行われていることから、評価手続きは適切と判断</p> |

2 内部統制の評価結果の検討

(1) 全庁的な内部統制の評価結果の検討

| | |
|---------------------|---|
| <p>区長による評価結果</p> | <p>1 総務省ガイドラインにより定められた6つの基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ICTへの対応）について、評価の基本的考え方、評価項目、取組・活動内容について確認</p> <p>2 関連規程等は不足なく整備されており、整備上の不備はない</p> <p>3 取組・活動内容について評価した結果、運用上の不備はない</p> <p>4 以上の結果、全庁的な内部統制は有効に整備・運用されていると評価</p> |
| <p>審査の方法及び審査の結果</p> | <p>1 審査の方法 関連規程等の整備・改訂状況や全庁的な取組状況・活動内容について、漏れなく評価しているか、評価期間中の会議、研修、職員通知等、内部統制確保に向けた具体的な取組・活動内容を確認しているか、把握された整備上・運用上の不備について、評価基準日、評価期間において重大な不備に当たるかどうかを定義に従って判断しているか等の観点から、内部統制評価報告書附属資料を基礎に、内部統制評価部局に対するヒアリングにより確認</p> <p>2 審査の結果 (1) 各評価項目について、評価期間中の具体的な取組・活動内容に基づいて評価が行われている。また、個人情報等の適切な管理については、委託契約の契約約款の見直しが行われていることなどの評価が行われている。以上に基づいて、内部統制関連規程等は、おおむね不足なく整備・改訂されており、整備上の不備はないと判断 (2) 職員に対する内部統制確保、及び規程等遵守の重要性についての意識の醸成、研修、通知等を通じた規程等の周知の取組・活動状況についても、おおむね適切に実施されており、運用上の不備はないと判断</p> <p>以上の結果、全庁的な内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価期間中において有効に運用されているとの評価報告書の記載は相当であると判断</p> |

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の検討

区長による評価結果

1 重大な不備の定義

足立区では重大な不備の定義について以下のとおり具体化して定義

- (1) 区民の安全・安心が脅かされた場合
- (2) 社会的に広く区民が不利益を被る場合
- (3) 経済的に区民や区としての被害・損害額が多い場合
- (4) 著しく区の信用を失墜させる場合

2 区長による評価結果

上記の重大な不備の定義に基づいて区長が評価した結果は以下のとおり

(1) リスク評価シートによる評価

ア 評価基準日までに整備を終えていることから整備上の不備はないと判断

イ 「個人情報の漏えい・紛失」、「収入・支出等の誤り」、「生命・安全に関する事故」が34件発生しているが、これらに関しては区民への影響範囲が少なく、広く区民が不利益を被ることがなかったこと、区に大きな損害を与えることがなかったこと、健康被害がなく結果として区民の安全・安心が脅かされることがなかったことから、運用上の重大な不備には当たらないと評価

(2) リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミス発生状況に関する評価

ア 支出（契約に基づかないもの）に関する事務で発生した「あだち生活・暮らし臨時給付金（電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援）の二重支給」については、誤って支給した給付金の額が大きく、著しく区の信用を失墜させたこと及び経済的に区に損害をもたらす蓋然性が極めて大きいことから、運用上の重大な不備に当たると評価

イ 収入支出（契約に基づかないもの）に関する事務で発生した「国民健康保険高額介護合算療養費の誤支給」及び「ATMやネットバンキングによる振込の一時納付不能」については、広く区民が不利益を被る結果となったことから、運用上の重大な不備に当たると評価

ウ その他、「個人情報の漏えい・紛失」、「収入・支出等の誤り」、「生命・安全に関する事故」が29件発生しているが、これらについては区民への影響範囲が少なく、広く区民が不利益を被ることがなかったこと、経済的に区民や区に大きな損害を与えることがなかったこと、健康被害がなく結果として区民の安全・安心が脅かされることがなかったことから、運用上の重大な不備には当たらないと評価

(3) 定期監査結果の改善状況に関する評価

ア 「個人情報を取り扱う業務の外部委託」及び「業務再委託における個人情報保護の徹底」に関する監査指摘・監査委員意見については、個人情報流出する蓋然性が高く区民の安全・安心が脅かされ、著しく区の信用を失墜させる恐れがあったため、運用上の重大な不備に当たると評価

イ 「施設の安全管理」に関する監査指摘については、常時介護を必要な区民が居住する施設の安全管理に問題があり、区民の安全・安心が脅かされたことから、運用上の重大な不備に当たると評価

| | |
|---|--|
| | <p>ウ 「外国にルーツを持つ児童・生徒等に対する学習支援事業」に関する監査委員意見については、契約事務の形骸化につながり区民が大きな不利益を被る蓋然性があることや、今後の対応を引き続き検討する必要があることから、運用上の重大な不備に当たると評価</p> <p>エ その他、「契約事務の適正な執行について」、「私立保育園に対する新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付について」、及び「行政財産目的外使用許可使用料の徴収について」の指摘事項、並びに「プロポーザル方式における事業者選定について」の監査委員意見については、事務処理上の軽微な瑕疵であること、経済的な損害・影響が多大ではなかったこと、著しく区の信用を失墜させてはいないことから、運用上の重大な不備には当たらないと評価</p> <p>以上の結果、(2)ア、イ、及び(3)ア、イ、ウの事務については、運用上の重大な不備に当たると判断し、内部統制は有効に運用されていないと評価</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査の方法及び審査の結果</p> | <p>1 審査の方法</p> <p>評価基準日、評価期間において、重大な不備に該当するか否かについて、総務省ガイドラインに示された評価基準及び足立区の重大な不備の定義に基づいて適正に判断しているか、その判断結果は妥当かどうかの観点から、以下の資料及び内部統制評価部局へのヒアリング等により審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制評価報告書附属資料 ・ 全所属が作成したリスク評価シート ・ 令和4年度事故・ミス一覧（庁議報告資料まとめ） ・ 監査指摘事項に対する確認票及び監査委員意見に対する確認票 <p>2 審査の結果</p> <p>区長による評価は、総務省ガイドラインに示された評価基準、足立区の重大な不備の定義に基づいて適正に行われ、評価理由が明確に示されており、その評価結果も妥当である。</p> <p>したがって評価報告書における評価結果の記載は相当であると判断</p> |